

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

「安全・安心な山村の暮らし5つ星の町」再生計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

島根県、美郷町

3 地域再生計画の区域

島根県邑智郡美郷町の全域

4 地域再生計画の目標

美郷町は、島根県のほぼ中央に位置し、町域内を中国地方随一の「中国太郎」と異名をとる一級河川・江の川が貫流している。江の川の沿岸部では浸食によって形成された急峻で起伏に富んだ地形となっており、その谷間や氾濫原に集落が形成されている。

また、北西部には標高 300m前後の丘陵地帯が広がっており、東部には標高 400mから 700mの急峻な山々が中国山脈へと連なる地形で、町面積の 89%を森林が占めている。

本町の人口は昭和 35 年の 15,460 人を最高に現在の 5,216 人と減少の一途をたどり、過疎化が進行している状況にある。特に、若年層の都市部流出が著しく、平成 24 年 10 月から平成 25 年 9 月の人口増減率 -2.4% は全国平均 -0.17%、県平均 -0.68% と比較して大きく上回っており、また平成 25 年の高齢化率 43.5% においても全国平均 25.1%、県平均 30.1% と比較しても大きく上回り、中山間地域の農地や森林を守ってきた集落が存続の危機にさらされる状況となっている。

基幹産業である農業については、米を中心とした、畜産・野菜・花卉等を組み合わせた複合経営であるが、米価格低迷の影響または農業従事者の高齢化に伴い、生産量の減少、農家数の減少が進み深刻な問題となっている。さらに、作物を生産する上で農地に有害獣の野生猪や野生猿の被害も多い。野生猪については駆除を行い、林地・農地の荒廃を防ぐとともに、その猪肉を利用した生産加工を実施している。この猪肉は「おおち山くじら」としてブランド化に成功しつつあるものの、被害を撲滅するに至らず、農業生産意欲の減退の原因となっており、農地の耕作放棄が増大している。

また、林業についても、国産材価格の低迷による森林所有者の関心の低下、林業の担い手の高齢化や減少により放置森林が増加している。

こうした中、本町では平成17年、21年度に地域再生計画を策定し、林道による適正な森林整備や、集落から町中心部の往来時間の短縮による物流の促進・人的交流など、「道・林・農・住」での地域生活に密着した山村地域の再生の構築を図ってきたところである。

しかしながら、これまでの計画における整備区域以外の地域においては、いまだ道路網が脆弱であり、地域住民が安心して利用しているとは言い難くさらなる整備の必要がある。

このため本地域再生計画では町道と林道の一体的な整備及び広域農道の機能保全にあわせ各種事業を実施することにより、安全安心な住みよい生活環境の整備と林業の振興による雇用を創出し、さらには町中心部と集落との交流を活性化し、地域の一体的発展・活性化・再生を図る。

【数値目標】

(目標1) 安全・安心な道路整備

(危険ポイント 10箇所 (H26) → 5箇所 (H29)

→ 0箇所 (H31))

(目標2) 安全・安心な生活環境

(定住住宅の促進 7箇所37戸 (H26) → 9箇所41戸 (H29)

→ 10箇所45戸 (H31))

5 地域再生を図るために行う事業

5-1. 全体の概要

美郷町の道路基盤の整備のためには、町道、林道の一体的な整備と広域農道の機能保全整備により、安心・安全な生活環境を確保する道路ネットワークの整備を図る必要があり、危険個所の解消に向けた改良工事を実施する。

山村エリアと市街地エリアを結ぶ「林道 信喜線」では落石や路肩の崩壊等危険な箇所が点在しており、農林産物の物流を効率化するうえで支障を来している。また、本路線は地域の生活道やバス路線として重要な役割を担っており、これらの危険個所を解消し安全・安心な生活の確保が急務となっている。

また、「林道 作木大和線」については地域の防災行政上、欠くことの出来ない防災無線アンテナや携帯電話基地局等が密集する、通称電波山に通じる唯一の連絡道であり、信喜線同様に落石等の点在により常時安全に通行することが出来ない状態である。現在は仮設により仮復旧として通行を可能としている状態にある。

町道を改良する「久保線」においても落石等危険な箇所が多数あり、また、

中山間地域特有の社会現象から、地域の活力が低下し、自治会のコミュニティ意欲が薄れてきている。このため、拡幅工事や法面改良工事を行い、離合不可能な箇所解消と安全な道路の確保を図ることにより、山村エリアと市街地エリアとの人と物の流通を活性化させ、このような集落の現状に歯止めをかけ、集落の再生と地域資源の活用を目指し、集落、自治会、公民館単位等における連携促進による新たなコミュニティの創設を図る。

また、広域農道「大邑線」については、「美郷町地域防災計画」において、災害発生時における避難路に指定されているが、道路施設の老朽化等により法面崩落等の危険があり、被災時において避難路を確実に確保するため道路施設の補修整備を実施し、危険個所の解消を図る。

以上のことを実践し、安全安心で生活に密接した山村地域の再生を図る。

5-2 特定政策課題に関する事項

該当なし

5-3 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

道整備交付金【A3001】

対象となる事業は、以下のとおり事業開始に係る手続き等を了している。
なお、整備箇所等については、別添の整備箇所を示した図面による。

- ・市町村道 道路法に規定する町道認定年月日は以下の通り。
町道久保線 : 昭和62年6月24日 町道認定(旧邑智町)
- ・林道 森林法による江の川下流地域森林計画(平成22年4月策定)に路線を記載。
林道信喜線 : 昭和50年4月1日 林道認定(旧邑智町)
林道作木大和線 : 平成5年2月23日 林道認定(旧大和村)
- ・広域農道(保全対策)
大邑線

[施設の種類(事業区域)実施主体]

- ・市町村道(美郷町) 美郷町
- ・林道(美郷町) 美郷町
- ・広域農道(美郷町) 島根県

[事業期間]

- ・市町村道(平成27~31年度)
- ・林道(平成27~31年度)
- ・広域農道(平成28~31年度)

[整備量及び事業費]

- ・市町村道0.7km、林道0.6km、広域農道2.6km
- ・総事業費445,000千円（うち交付金222,500千円）
 - 町道100,000千円（うち交付金50,000千円）
 - 林道245,000千円（うち交付金122,500千円）
 - 広域農道100,000千円（うち交付金50,000千円）

5-4 その他の事業

地域再生法による特別の措置を活用するほか、「安全・安心な山村の暮らし5つ星の町」再生計画を達成するため、以下の事業を総合的かつ一体的に行うものとする。

5-4-1 地域再生基本方針に基づく支援措置

該当なし

5-4-2 複数事業と密接に関連させて効果を高める独自の取組

該当なし

5-4-3 支援措置によらない独自の取組

(1) 町政懇談会：事業主体（美郷町）

内 容 2年に1回、町と住民との意見交換会を開催し、その中で住民のニーズを把握します。

（美郷町単独事業）

(2) 集落支援員制度：事業主体（美郷町）

内 容 各地域において集落支援員を配置し、少子高齢化で直面する諸課題を解決するため、集落の現状を把握し、連合自治会と連携して解決対策を探る。

（美郷町単独事業）

(3) 若者定住促進事業：事業主体（美郷町）

内 容 高齢化率・人口減少率ともに高レベルな当町の現状を踏まえ、若者定住住宅を建設し、地域コミュニティの活性化を図る。（美郷町単独事業）

(4) 鳥獣害対策事業：事業主体（美郷町）

内 容 林地・農地の荒廃を防ぐとともに、猪肉を利用した生産加工を実施している。これにより新規雇用の創出を図るとともに、肉は「おおち山くじら」としてブランド化されている。（美郷町単独事業）

5-5 計画期間

平成27年度～31年度

6 目標の達成状況に係る評価に関する事項

6-1 目標の達成状況に係る評価の手法

計画期間の中間年度及び計画年度終了後に、4に示す数値目標について島根県美郷町建設課が現地確認調査及び島根県美郷町定住推進課より建設された住宅の戸数を確認し、評価・公表する。また、必要に応じて事業の内容を再検討するために町及び関係機関で構成する「地域再生協議会」を開催し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討等を行う。

6-2 目標の達成状況に係る評価の時期及び評価を行う内容

	平成27年 (基準年度)	平成29年 (中間年度)	平成31年 最終目標
目標1 危険個所の減	基準値(H26) 10箇所	目標値(H29) 5箇所	目標値(H31) 0箇所
目標2 定住戸数の増	基準値(H26) 37戸	目標値(H29) 41戸	目標値(H31) 45戸

(指標とする数値の収集方法)

項目	収集方法
危険個所の減	工事完了後、美郷町建設課及び島根県において現地で、危険の有無を確認する
定住戸数の増	各年度の建設された定住住宅を島根県美郷町定住推進課に確認し集計する。

- ・ 目標達成状況以外の評価を行う内容
 1. 事業の進捗状況
 2. 総合的な評価や今後の方針

6-3 目標の達成状況に係る公表の手法

4に示す再生計画の目標の達成状況を始め中間評価及び事後評価の内容を速やかにインターネット（島根県、美郷町建設課ホームページ）の利用により公表する。

6-4 その他

該当なし

7 構造改革特別区域計画に関する事項

該当なし

8 中心市街地活性化基本計画に関する事項

該当なし

9 産業集積形成等基本計画に関する事項

該当なし